

令和6年2月19日	資料2
第3回 東京都保険者協議会医療計画等検討部会	

令和5年度
第3回 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会
議決事項

東京都保険者協議会 医療計画等検討部会

目 次

第 1 号議案	令和 6 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について . . .	1
第 2 号議案	令和 6 年度 学識経験者である助言者の選任について	5

第1号議案

令和6年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について

別紙のとおりといたしたい。

令和6年2月19日提出

東京都保険者協議会 医療計画等検討部会

部会長 桃原 慎一郎

(このページは空白です。)

令和6年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会 実施計画（案）

1 実施概要

医療費適正化計画及び保健医療計画が変更される場合は、調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。

また、医療費適正化計画の実施についての東京都への協力に関し、保険者との調整等を行う。

さらに、医療費適正化計画、保健医療計画、地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報の収集を行う。

2 実施内容

- ・第4期東京都医療費適正化計画の変更に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・第4期東京都医療費適正化計画に基づく施策の実施に関する東京都からの協力要請に基づき保険者との調整等を行う。
- ・第8次東京都保健医療計画の変更に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報を収集し、必要に応じ情報提供や検討等を行う。

3 開催日程

状況に応じて随時開催

(このページは空白です。)

第2号議案

令和6年度 学識経験者である助言者の選任について

(提案の趣旨)

令和6年度東京都保険者協議会医療計画等検討部会事業である第4期東京都医療費適正化計画及び第8次東京都保健医療計画の変更に係る意見提出等について、学識経験者による助言を求めることといたしたい。

別紙のとおりといたしたい。

令和6年2月19日提出

東京都保険者協議会 医療計画等検討部会

部会長 桃原 慎一郎

(このページは空白です。)

学識経験者である助言者の選任

東京都保険者協議会医療計画等検討部会（以下「検討部会」という。）は、検討部会設置運営要綱第1条に基づき、東京都保険者協議会の推進を図るとともに、東京都医療費適正化計画等の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的としている。

検討部会設置運営要綱第3条第2項において、検討部会は、必要に応じて学識経験者の参画及び助言を求めることができるとされていることから、次の学識経験者に助言を求めたい。

○ 学識経験者

九州大学 名誉教授

お が た ひ ろ や
尾 形 裕 也 氏

○ 期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

参 考

- ・ 厚生労働省「第8次医療計画等に関する検討会」 構成員等を歴任。
- ・ 厚生労働省「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」 座長
- ・ 厚生労働省「国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会」 副座長
- ・ 厚生労働省「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」 構成員
- ・ 厚生労働省「医療情報提供制度・医療広告等に関する分科会」 構成員 等